

子ども・子育て支援制度 令和7年度変更点説明会

議事

- | | | |
|----|-----------------------------|-----------|
| 1 | 施設運営に関する留意点 | 説明資料 |
| 2 | 事故防止と事故対応について | 説明資料 |
| 3 | 障害児・感染症報告書 | 説明資料 |
| 4 | 請求事務の概要等について | 説明資料 |
| 5 | 公定価格の令和7年度の変更点 | 説明資料 |
| 6 | 処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職員処遇改善費について | 別冊:説明テキスト |
| 7 | 向上支援費の令和7年度の変更点 | 説明資料 |
| 8 | 延長保育事業について | 説明資料 |
| 9 | 実費徴収に係る補足給付事業について【給付対象施設向け】 | 説明資料 |
| 10 | にもつ軽がる保育園について | 説明資料 |
| 11 | 一時保育、休日保育、休日一時保育 | 説明資料 |
| 12 | 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準について | 説明資料 |
| 13 | 令和7年度保育士確保の取組について | 説明資料 |
| 14 | 資料配布 | 説明資料 |

※本資料内の単価等は、すべて案であり、市会での予算議決等を経て確定します。

あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ先

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	施設運営に関する留意点	保育・教育運営課	045-671-3564
2	事故防止と事故対応について		
3	障害児・感染症報告書	保育・教育支援課	045-671-2397
4	請求事務の概要等について	保育・教育給付課	045-671-0202 または 045-671-0204
	※請求明細作成ソフトの操作について	コールセンター	045-550-5602
5	公定価格の令和7年度の変更点	保育・教育給付課	045-671-0202 または 045-671-0204
6	処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職員処遇改善費について		
7	向上支援費の令和7年度の変更点	保育・教育運営課	045-671-3564
8	延長保育事業について		
9	実費徴収に係る補足給付事業について【給付対象施設向け】		
10	にもつ軽がる保育園事業について		
11	一時保育、休日保育、休日一時保育		
12	特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準について		
13	令和7年度保育士確保の取組について	保育対策課	045-671-4469

■説明資料の掲載先

- ・事業者向け説明会（給付対象施設・事業者向け）【横浜市ウェブページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/setumeikai.html>

■参考

- ・子ども・子育て支援制度【こども家庭庁ウェブページ】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>

令和7年3月、4月にご提出いただく書類及び提出先について

【全ての園・施設で提出が必要な書類】

書類名称	HP 掲載場所	締切日	依頼課	提出先
○アレルギー児童数報告書（4月分）	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/ 横浜市トップページ>子育て・教育 >子育て支援・相談> 子ども・子育て支援新制度>請求事務に関する様式・要綱> 請求事務に関する各種様式	4/15 (火)	保育・教育給付課 045-671-0202	【原本】 各区役所 こども家庭支援課 【写し】 こども青少年局 保育・教育給付課 市内施設給付担当
令和7年度 重要事項説明書	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て> 子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ ※ひな形を掲載しています。	4/7 (月)	保育・教育運営課 045-671-3564	kintone での提出（各区役所こども家庭支援課）
○公定価格加算・調整項目届出書 ○向上支援費加算状況等届出書 ○延長保育事業費加算状況等届出書（幼稚園は除く） ○雇用状況表（家庭的保育事業は当月分の請求時に提出） ○その他必要書類（加算ごとに必要な書類は異なります）	一部の必要書類を除き、原則、給付費申請システム（kintone）での提出となります。 マニュアル、QA は以下に公開しています。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html	4/15 (火)	保育・教育給付課 045-671-0202 または 045-671-0204	保育・教育給付課 市内施設給付担当

※処遇改善等加算については、現在こども家庭庁が令和7年度に向けた処遇改善等加算の一本化について検討を進めているところです。具体的な内容はまだ示されておりません。制度内容やスケジュールが例年と比べ大幅に変更となる可能性がございます。今後こども家庭庁より正式な通知が発出され変更点が判明しましたら、皆様に市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/2025syogu.html>）などでお知らせいたします。

【新設園】

4月の雇用状況表の提出と併せて、資格職の資格証の写し（全員分）を添付してください。

5月以降は、新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

※保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業のみ

上記に加えて、施設長及び管理者の履歴書（児童福祉事業等に2年以上従事したことがわかるもの）、もしくは研修等受講修了書（児童福祉事業等の従事経験が2年未満の場合）も併せて添付してください。提出が確認できない場合、公定価格「施設長を配置していない場合」（小規模保育事業、事業所内保育事業の場合は「管理者を設置していない場合」）に該当し、給付費が減算となる可能性があります。

【既存園】

新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しをご提出ください。

※保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業のみ

上記に加えて、施設長及び管理者が変更となった場合は、再度対象職員の履歴書（児童福祉事業等に2年以上従事したことがわかるもの）、もしくは研修等受講修了書（児童福祉事業等の従事経験が2年未満の場合）も併せて添付してください。提出が確認できない場合、公定価格「施設長を配置していない場合」（小規模保育事業、事業所内保育事業の場合は「管理者を設置していない場合」）に該当し、給付費が減算となる可能性があります。

※注意事項

有効な資格証については子ども・子育て支援制度令和6年度説明テキストの「資格証・免許状の提出について」に詳細を記述させていただきます。

3月下旬頃本市のホームページに公開を予定しておりますので、本資料とあわせてご確認ください。

【対象児童の有無又は実施事業により提出が必要な書類】

書類名称	HP 掲載場所	締切日	依頼課	提出先
障害児等受入加算に係る必要書類 「障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）通知書（写）」及び「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書（施設・事業者 →保護者説明用）（写）」	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/s_hisetsu/info/yoko/youshikiany.html 横浜市トップページ>子育て・教育>保育・幼児教育>保育所・保育施設>保育所等の利用>保育所に関する情報>要綱・様式>給付対象施設・事業 要綱・様式	4/1 以降加算適用申請を行う当月 15 日まで ※提出期限に間に合わない場合は過誤再請求にて対応可能ですので、随時ご提出ください。	加配制度について 保育・教育支援課 045-671-2397	締切日・請求について 保育・教育給付課 市内施設給付担当 045-671-0202
保育士宿舍借り上げ支援事業 令和 6 年度実績報告書類	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/t_aiki/hoikushikakuho/houjin-torikumi/ トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策>保育士確保の施策>法人向けの取組	4/7（月）	保育対策課 045-671-4469	本事業委託事業者
保育士宿舍借り上げ支援事業 令和 7 年度新規申請書類		5/30（金）		
土曜日共同保育年間計画書	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/s_hisetsu/info/yoko/youshikiany.html トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育所・保育施設>保育所に関する情報>要綱・様式>給付対象施設・事業 要綱・様式	3/10 （月）	保育・教育運営課 045-671-3564	各区役所 こども家庭支援課
業務管理体制の整備に関する届出／変更届出 ※業務管理体制を新規に整備する時、業務管理体制の変更がある時および届出先の変更がある場合のみ	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jig_yosha.html トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ ※ひな形を掲載しています。	4/25 （金）	保育・教育運営課 045-671-3564	保育・教育運営課 運営・指導係

【新規開設園もしくは変更がある場合提出が必要な書類】

書類名称	HP 掲載場所	締切日	依頼課	提出先
アレルギー疾患生活管理指導表	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/kyuusyoku/20140220104339.html トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育所等の給食>食物アレルギー対応	3/31 (月)		
延長保育事業実施届	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/r6seikyujimu-yousiki.html 横浜市トップページ子育て・教育子育て支援・相談子ども・子育て支援新制度請求事務に関する様式・要綱請求事務に関する各種様式・説明テキスト（令和6年度用）	新規園 2/28 (金)※1 既存園 3/31 (月)※2	保育・教育運営課 045-671-3564	各区役所 こども家庭支援課
振込口座、審査結果通知等の送付先確認書類 (給付費等請求に係る回答用紙)	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html トップページ>事業者向け情報 >分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ>「請求事務について」のページはこちら 「給付費等請求に係る情報の変更手続きについて」	3/13 (木)	保育・教育給付課 045-671-0202 または 045-671-0204	保育・教育給付課 市内施設給付担当

※1 新規園の提出期限については、「令和7年度新規開設施設・事業者向け説明会」でご案内済みの内容です。

※2 既存園が令和7年度5月から変更を適用する場合の期限となります。年度初めの4月より変更を適用する場合は、原則前年度8月末までに提出する必要があります。